

お知らせ



長寿医療制度

安心して医療を受けるために

今年4月からはじまった長寿(後期高齢者)医療制度について、「何が良くなるのか分からない!」、「必要な医療が受けられなくなるのではないか?」といった疑問や不安の声が国をはじめ広域連合や市に寄せられています。

今月は、長寿医療制度に対する不安や疑問などについて、負担が軽くなる仕組みがあることなどをお知らせします。

医療内容は変わりません

長寿医療制度でも、これまでの老人保健制度で受けていた医療や現在74歳以下の方が受けている医療と同等の医療を受けることができます。これまでの医療に加え、それぞれが自立した生活を送れるよう、「生活を支える医療」を提供します。

診察時の自己負担は?

保険証を医療機関などの窓口に表示していただくと医療費は一部負担ですみません。保険証には自己負担割合(1割または3割)を記載していますのでご確認ください。なお、負担割合は次のとおり毎年8月に前年度の所得に応じて判定します。

所得区分

区分	一部負担金の割合	判定基準
一般	1割	現役並み所得者、低所得Ⅱ及び低所得者Ⅰ以外の方
低所得Ⅱ	1割	世帯の全員が住民税非課税の方(低所得Ⅰ以外の方)
低所得Ⅰ	1割	世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたとき0円となる方
現役並み所得者	3割	住民税の課税所得が145万円以上の後期高齢者医療被保険者及びその方と同一世帯の後期高齢者医療被保険者の場合 ※ただし、後期高齢者医療で医療を受ける方の収入合計が、複数世帯(2人以上)で520万円未満、単身世帯で383万円未満の場合は申請により1割負担となります。

入院したときの食事代などは?

被保険者が入院した場合、入院中の食事の費用は所得区分に応じて負担していただきます。

所得区分	自己負担金(食あたり)	適用
一般	260円	適用
低所得Ⅱ	210円	90日までの入院
低所得Ⅰ	160円	過去12か月で90日を超える入院
現役並み所得者	260円	

☆「低所得者Ⅰ・Ⅱ」に該当する方は、入院の際に「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示しなければ減額されません。市役所高齢者医療年金係または各出張所窓口で認定証の交付申請をしてください。



美郷会によるリハビリの集い(本郷生活研修センター)